

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は47万5,000円、申立期間②は61万1,000円、申立期間③は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月12日
② 平成15年12月6日
③ 平成16年7月10日

国の記録によれば、株式会社Aにおいて支払われた申立期間①から③までに係る賞与の記録が欠落しているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを証する給与支給明細書を提出するので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までに係る標準賞与額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、申立人から提出のあった給与支給明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は47万5,000円、申立期間②は61万1,000円、申立期間③は38万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付

義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで
A株式会社に継続して勤務したにもかかわらず、昭和61年9月29日から同年10月1日まで、厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立期間に係る賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（A株式会社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は、「人事異動は1日付けが通例で、厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和61年10月1日が正しい。」と供述していることから、昭和61年10月1日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における報

酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を平成14年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年6月29日から同年7月1日まで

派遣会社のA株式会社B支店に平成14年6月末日まで在籍し、C株式会社で勤務していたはずなのに、申立期間の厚生年金保険の記録が確認できないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた給与明細書、C株式会社から提出を受けた人材データ、同社からの回答及び同僚の供述により、申立人が申立期間にA株式会社B支店に在籍していたことが認められ、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成14年6月の給与明細書の報酬月額から20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における被保険者資格喪失日と雇用保険の離職日の翌日がいずれも平成14年6月29日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したことは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年10月1日から11年5月1日までの期間については、事業主が厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年8月1日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が本来よりも低額となっている。申立期間に係る定時決定の基礎となる平成10年5月から同年7月までの期間については、全ての月の報酬支払基礎日数が20日未満であり、申立期間の標準報酬月額は従前の標準報酬月額とすべきであるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年10月1日から11年5月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA株式会社における標準報酬月額は24万円と記録されている。

一方、当時の厚生年金保険法では、第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合には、事業主の申出により、当該申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者について免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の育児休業期間は、開始年月日が平成10年8月11日、終了年月日が11年4月30日であることが確認できることから、育児休業期間中の保険料免除期間は、平成10年8月から11年4月までであると認められる。

また、オンライン記録では、平成9年10月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額は、9年10月の定時決定により26万円と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成10年10月から11年4月までに係る標準報酬月額については、従前の期間に係る標準報酬月額が引き続くことが相当であることから、26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成11年5月1日から同年8月1日までの期間については、上記のとおり、当時の厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく申立人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（平成10年8月から11年4月までの期間）外の期間である。

また、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A株式会社から提出のあった申立人に係る「給与明細」から、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額の記録を、申立期間①及び②は31万8,000円、申立期間③は30万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 13 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 6 月 11 日
④ 平成 16 年 12 月 10 日
⑤ 平成 17 年 6 月 17 日
⑥ 平成 17 年 12 月 16 日
⑦ 平成 18 年 6 月 16 日
⑧ 平成 18 年 12 月 15 日
⑨ 平成 19 年 6 月 15 日
⑩ 平成 19 年 12 月 14 日

年金事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務していた申立期間の賞与の記録が無いと知ったが、給与振込口座の取引一覧表において、賞与が支給されていたことが確認できるので、申立期間の賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までについては、申立人から提出されたB株式会社C支店の賞与振込口座の月中取引一覧表により、申立人は、当該期間において、株式会社Aから賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、D税務署から提出された申立人の株式会社Aに係る平成15年及び16年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月分から12月分までの給与から控除される社会保険料額の合計額を超えていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間①から③までの賞与明細書により、当該期間については、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間については、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準賞与額については、賞与振込口座の月中取引履歴により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、申立期間①及び②は31万8,000円、申立期間③は30万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に株式会社Aから賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた健康保険組合は、平成18年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答していることから、事業主が当該期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間④から⑩までについては、賞与振込口座の月中取引一覧表において、賞与が支給されたことが確認できるものの、D税務署から提出された、申立人の株式会社Aに係る平成16年分から19年分までの源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額と、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月分から12月分までの給与から控除される社会保険料額の合計はおおむね一致することから、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A機関(現在は、B機関。以下「C機関」という。)において、D職の賃金職員として、昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 3 月 31 日までの期間勤務した。ところが、日本年金機構の記録では、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が退職日の翌日である同年 4 月 1 日ではなく、退職日と同じ同年 3 月 31 日となっている。保管する人事異動通知書の退職年月日は、同年 3 月 31 日と記載されている。また、前任者及び後任者並びに同じ退職日に辞令交付を受けた同僚二人についても退職日の翌日が資格喪失日となっている。間違いなく同年 3 月 31 日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月 31 日までA機関に勤務していたと申し立てており、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうちの 2 人は、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたと供述している。

また、申立人から提出された人事異動通知書には、「退職した 昭和 60 年 3 月 31 日 任命権者A機関長 *」と記載されているところ、C機関から提出された申立人の人事記録には、「昭和 59 年 7 月 25 日 D職 (A機関)に採用する。任期は 1 日とする。ただし、任命権者から別段の通知がない場合は、昭和 60 年 3 月 30 日までの間に限り任用を日々更新する。昭和 60 年 3 月 31 日退職した。」と記載されており、C機関は、「人事記録では、任用期間満了日は昭和 60 年 3 月 30 日としているものの、賃金職員として雇用期間が 1 年未満であることから、同年 3 月 31 日まで継続し

ないとする理由がなく、同日までを任用期間と推察する。よって、記録は残っていないものの、申立人の任用期間満了日が昭和 60 年 3 月 31 日である以上、資格喪失日はその翌日である同年 4 月 1 日になる。」と申立人に平成 24 年 4 月 9 日付けの公文書で回答している。

しかしながら、C機関を統括管理するE機関（以下「F機関」という。）から提出された昭和 59 年 4 月 G 部署作成の「人事異動通知書記載例」には、臨時的任用者が任期満了により退職した場合は、翌日付けで退職の通知をすると記されており、F機関は、「当時は、任用期間満了日の翌日に異動通知書を発令しており、異動通知書及び人事記録から判断すると、申立人の任用期間満了日は昭和 60 年 3 月 30 日である。」と平成 24 年 4 月 19 日付けで回答している上、C機関は、「当該「人事異動通知書記載例」を併せて判断すると、申立人の任用期間満了日は昭和 60 年 3 月 30 日と推察する。」と同年 5 月 2 日付けの公文書で当委員会に再回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の昭和 60 年 4 月 1 日にH共済組合で共済年金に加入している記録が確認できるところ、同共済組合から提出されたI機関長の公印が押された申立人の「履歴カード」（昭和 61 年 9 月 17 日作成の勤務記録）には、J職員となる前の職歴が記載されており、A機関の勤務期間は 59 年 7 月 25 日から 60 年 3 月 30 日までと記録されており、A機関から提出された申立人の人事記録と一致する上、当該「履歴カード」について同共済組合は、「前職の勤務先名及び勤務期間は本人が申告し、それを裏付ける資料等を確認した上で記録するものである。」と回答している。

加えて、A機関における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が年度末日及び年度初日である申立人を含む 6 人について、当該事業所の協力を得て、任用期間と「人事記録上の退職日」との関係进行调查したところ、資格喪失日が年度末日である 4 人(申立人以外に昭和 60 年 3 月 31 日 1 人、62 年 3 月 31 日 2 人)は、任用期間満了日 3 月 30 日、「人事記録上の退職日」は 3 月 31 日となっているのに対して、資格喪失日が年度初日である 2 人(昭和 60 年 4 月 1 日)は、任用期間満了日 3 月 31 日、「人事記録上の退職日」は 4 月 1 日となっており、「人事記録上の退職日」と厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日であることが確認できることから、当該事業所においては、任用期間満了日の翌日が厚生年金保険における被保険者資格喪失日であり、その日を「人事記録上の退職日」として記載していたことが推認できる。

また、申立人から提出された人事異動通知書に記載された「退職した昭和 60 年 3 月 31 日」との記述と申立人の人事記録に記載された「昭和 60 年 3 月 31 日退職した。」の日付が一致していることから、同異動通知

書に記載された昭和 60 年 3 月 31 日は、A 機関における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日であると考えられ、申立人は、人事記録に記載された任用期間満了日である 3 月 30 日に退職し、当該事業所は上記人事異動通知書記載例に基づき、申立人の任用期間満了日（昭和 60 年 3 月 30 日）の翌日である同月 31 日に退職に伴う人事異動通知書を発令としたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 3 日から 3 年 5 月 1 日まで
厚生労働省の記録によると、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成 3 年 5 月 1 日となっているが、2 年 12 月 3 日から勤務しており、申立期間が空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する労働者名簿、タイムカード及び同僚の供述から、申立人が、申立期間にA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が、A株式会社は入社時に試用期間があり、当該期間は社会保険の加入は無く、給与からの保険料控除も無かった旨の供述をしている。

また、A株式会社は、申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年から 32 年頃まで
② 昭和 32 年頃から 41 年頃まで

私は、昭和 30 年から 32 年頃まで、株式会社 A で勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無い。また、同社を退職後、32 年頃に有限会社 B に入社し、41 年頃まで勤務していた。有限会社 B の社長は面接の時に「自分は戦争に行って大変苦勞している。だから従業員に対しては苦勞させたくない。福利厚生等、将来従業員に心配をかけないようにする。」と言っていたので、厚生年金保険には加入していたと確信している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社 A で現場の作業員として勤務したと主張しているところ、申立人が名前を記憶する同僚のうちの 1 人について、同社 C 支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社 A は、申立人が同社に勤務していたことについて、「昭和 38 年以降の資料は残っているが、申立期間①当時の資料は無いため不明。」とし、申立期間①当時の厚生年金保険の加入について、「一律に加入させず、区別していた。基幹要員（班長、準班長、世話役等）以上の職員のみを加入させていた。」としている。

また、株式会社 A の C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時に被保険者期間が確認できる同僚 56 人に照

会したところ、回答があった 36 人全員が「申立人が同社に勤務していたことを知らない。」としていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、株式会社AのC支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人が有限会社Bに勤務していたことは、同社取締役の1人の供述によりうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、有限会社Bは、昭和 51 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、前述の有限会社Bの取締役は、当時の厚生年金保険の適用状況について「不明」としている上、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、同社の商業登記簿謄本に記載されている他の役員は所在が不明であることから、同社の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった昭和 51 年 10 月 1 日に同社で被保険者資格を取得し、所在が確認できる 6 人に照会したところ、1人から回答があったが、「申立人が同社に勤務していたことを知らない。」としている上、同社の社会保険事務担当者についても確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立事業所と類似する名称の事業所は全国に 12 社確認できるところ、うち1社は申立期間に適用事業所となっていることが確認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。